

(改定案)

# 逗子市文化振興基本計画

<2024年（令和6年）3月改定版>

～「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」に向けて～

逗子市教育委員会

## 文化振興基本計画 目次

---

# 目次

## I 計画の前提

### 1. 基本的な考え方

- (1) 計画策定の経緯 . . . . . 2
- (2) 計画の目的 . . . . . 3
- (3) 計画の構成と位置づけ . . . . . 3
- (4) 計画の期間 . . . . . 3

### 2. 文化振興に取り組む背景

- (1) 文化の拠点となる施設の整備 . . . . . 4
- (2) 社会環境の変化 . . . . . 4
- (3) まちづくりにおける文化の重要性 . . . . . 5

### 3. 現状と課題

- (1) 現状 . . . . . 6
- (2) 課題 . . . . . 7

## II 計画体系

### 1. 目標と基本方針 . . . . . 9

### 2. 施策の体系 . . . . . 10

### 3. 施策の柱と基本施策展開の方向性

#### (1) 地域文化の担い手の育成 ～市民が継承し、創造し、発展させる～

- (1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充 . . . . . 12
- (1) -② 市民のアートリテラシーの向上 . . . . . 13
- (1) -③ 地域文化振興の担い手育成 . . . . . 13

#### (2) 市民文化活動の活性化 ～市民の主体的活動をより豊かに～

- (2) -① 市民文化活動への支援の拡充 . . . . . 14
- (2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり . . . . . 15
- (2) -③ 市民参画・協働型事業の充実 . . . . . 15

#### (3) 文化芸術に接する機会の拡充 ～すべての市民が文化にふれあうように～

- (3) -① 鑑賞機会の拡充 . . . . . 16
- (3) -② 体験や参加、参画機会の充実 . . . . . 17
- (3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ . . . . . 17

(4) 文化資源の活用による地域づくり ～逗子の文化力を活かす～	
(4)-① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展	18
(4)-② 豊かな自然環境の活用	19
(4)-③ 人的資源の発掘と連携	19
(5) 文化情報の収集・発信・活用 ～市内の文化活動をつなげる～	
(5)-① 情報の収集	20
(5)-② 地域文化情報の発信	21
(5)-③ 情報の活用(ネットワークづくり)	21
(6) 文化振興のための環境づくり ～まちに文化があふれるように～	
(6)-① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備	22
(6)-② 施設・設備の充実等	23
(6)-③ 近隣市町との交流・連携	23

### Ⅲ 計画の推進にあたって

1. 推進体制	24
2. 評価組織	25
3. 主な取り組み	25

### Ⅳ 資料

1. 用語集	28
2. 関連法規等	30
3. アンケート調査概要	55

※本文中に「\*」を付している語句については、P.28 用語集に解説があります。

また、実施済みまたは実施中(計画を含む)の事業及び施設等の固有名詞は『』で示します。



# 文化振興基本計画 本編

---

# I 計画の前提

## 1. 基本的な考え方

### (1) 計画策定の経緯

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の丘陵に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる暮しやすい土地として古くから人々に愛されてきました。このような豊かな自然環境は、心豊かな生活を営む上での基盤となり、そのことが市民の様々な文化活動へとつながっています。

また、歴史的伝統的な文化の蓄積とともに、多くの文化人が逗子を愛し、生活や創作の拠点としてきた歴史、小説や映画の舞台となるまち、さらに市民の主体的な文化活動の広がりにより、文化が逗子の特徴として取り上げられるようになってきたといえます。

2001年（平成13年）に文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）が制定され、文化芸術を創造し、享受することは国民の権利であること、文化芸術振興施策の総合的推進や地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。また、文化芸術が経済を発展させ、地域を活性化する力となることも指摘されました。さらに、文化政策は行政だけでなく、個人、団体、学校、企業（事業者）など様々な主体が参画・協働することにより展開する必要性も示されています。

基本法の制定を受けて、逗子市文化・教育ゾーン管理運営検討協議会などから、文化芸術活動の振興のための条例制定を求める声が出ました。2005年（平成17年）の逗子文化プラザホール（以下「ホール」という。）開館の年に「文化振興条例（仮称）検討委員会」を設置し、条例化へ向けた様々な検討が重ねられました。その過程では、市はこれまで生涯学習の枠組みのなかで文化振興に取り組んできましたが、文化を独立した行政分野として位置づけ、その振興に取り組むべきであることが指摘され、その根拠となる条例として、2009年（平成21年）に逗子市文化振興条例（以下「条例」という。）が制定されました。この条例は、文化における市民の権利を明文化するとともに、市の文化振興に関する施策の基本方針を定め、市の責務をより明確に示したものです。

その後、2011年（平成23年）3月には、条例第5条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「逗子市文化振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定し

ましたが、2015年度（平成27年度）を始期とする逗子市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に伴い、2015年（平成27年）3月に改定を行いました。

今回は、2023年（令和5年）3月の総合計画基本構想の改定及び中期実施計画の策定と、これまでの間の文化芸術を取り巻く状況の変化、取組の実績や課題を踏まえ、今後重点的に取り組むべき施策などを整理する必要があることから、改定を行うものです。

## （2）計画の目的

---

この計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性、自主性を尊重するという文化振興の基本理念を明確にするとともに、市民・団体・企業などと行政が、協働により文化振興を進めるための「指針・道標（みちしるべ）」となるものです。

また、条例第1条にあるとおり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的としています。

## （3）計画の構成と位置づけ

---

本計画は、条例第5条に基づき、文化振興を総合的かつ計画的に推進するための体系や施策を示すものです。

また、本計画の策定にあたっては、総合計画基本構想・実施計画との整合に留意するとともに、その推進にあたっては、他の関連する行政計画との連携を図ります。

## （4）計画の期間

---

総合計画の中期実施計画の実施期間が、2023年度（令和5年度）から2029年度（令和11年度）までの7年間であることから、本計画についてはその内容を踏まえて改定を行うため、2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）までの7年間の計画期間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 2. 文化振興に取り組む背景

### (1) 文化の拠点となる施設の整備

市民の文化活動の場としては、旧市民体育館・図書館及び図書館ホール・図書館分室・逗子小学校の建替により複合施設を整備する「文化・教育ゾーン（現逗子文化プラザ）整備事業計画」により、活動の中核的施設の整備が実現することになりました。

2004年度（平成16年度）から逗子小学校、図書館、ホール、市民交流センターが順次開館し、2009年度（平成21年度）にフェスティバルパークが完成したことで、文化プラザ全施設がオープンしました。そして、2014年度（平成26年度）からは、市の行財政改革ロードマップに従い、ホールが指定管理者制度に移行し、2015年度（平成27年度）からは市民交流センターも指定管理者制度に移行しました。市中心部の文化施設整備は、各地域の地域活動センター、コミュニティセンター、体験学習施設スマイルなどの地域活動の拠点と併せ、活動の多様化につながっています。特にホールについては、市内の文化活動の拠点として多くの市民が利用するとともに、多様な自主文化事業を行うことで、市の文化活動推進の大きな役割を担っています。今後もホールを中心に、市内の文化活動の活性化を目指します。

### (2) 社会環境の変化

物質的豊かさから心の豊かさへといわれはじめてから既に長い時間が経過していますが、その後も人々の多忙な暮らしぶりは、あまり変化していないように見受けられます。

逗子市においても、文化を創造し、享受する環境が十分に整っているとはいえません。逗子の文化環境を考えると、東京、横浜などへの通勤者のベッドタウンという性格を持つまちであることを十分考慮する必要があります。

そして少子高齢社会による人口の減少により社会に占める高齢者の存在が大きくなってきており、心豊かで生きがい満ちた生活が送れるよう、文化活動に積極的に参加し、享受できる仕組みづくりが必要です。

また、子どもたちは次世代の文化の担い手であり、その子どもたちの数が減少していることは、文化の継承、新しい文化の創造などの面から文化振興にとっても大きな課題と考えられます。これからは、子どもたちがより一層文化に目を向けることができるような働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。これには、学校教育との連携が不可欠です。

さらには多様な文化的背景を持った市民が互いに尊重し、認め合いながら交流する多文化の共生も求められています。特に、平成30年に制定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」では、障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者による文化芸術活動を幅広く推進していくことを目指しています。

これらに加えて、前回の改定後、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が1年順延され、2021年に開催されることになったほか、各公共施設の休止や利用制限などもあり、多くの文化活動が中止や変更を余儀なくされるなど、文化芸術の分野にも多大な影響を及ぼしました。これらを教訓として、特に施設運営においては、常に文化活動が継続できるような環境・仕組みづくりの検討が必要だと考えられます。

また、地球環境問題の顕在化など、地球規模での環境の変化の中で、私たちが直接関わるものとして男女平等参画やバリアフリー\*、ユニバーサルデザイン\*など、一人ひとりの人権を尊重しながら、福祉的な視点も併せた人にやさしい社会の実現が常に求められています。

心豊かな活力ある社会の形成に、文化や芸術が果たす役割は欠かせません。そして、生活文化は日常の暮らしから生まれ、そこから発展、昇華した芸術などによって、生活が革新され癒されるという双方向性をもっています。

かつてのような経済成長が望めない時代、都市（地域）アイデンティティ\*の形成、地域に新たな価値を創造するものとしても、改めて文化や芸術が注目されています。

これからの文化は、市民の生活の質、地域の活力などにもつながる非常に重要な役割を担うものとなり、よりその価値が高まると考えられます。

### (3) まちづくりにおける文化の重要性

---

文化や芸術は、人々の創造性を育み、相互に理解し尊重し合う場を提供しながら、一方で多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。今後、文化は、国際化や情報化が急速に進む中で人々の自己認識の基点として、また、地域の個性創造の基点として、その役割が高まっていくことでしょう。

文化活動の主体は市民にありますが、文化は人やまちの潜在能力を引き出すものであり、地域の価値を創造し、広く伝えるものでもあります。したがって市としてその取り組むべき課題と事業の位置づけを明確にすることには、大きな意味があるものと考えています。

こうした考えに基づいて「文化都市・逗子」をビジョンとして掲げ、誰もが文化を創造し、享受できる取り組みを行っていくものです。

## 3. 現状と課題

### (1) 現状

#### ① ホールにおける文化事業展開

- ホールにおける自主文化事業については、指定管理者が事業全体のバランスや収支を考慮しながら市民ニーズを捉えて企画・実施します。文化振興所管課は、定期的なモニタリングによって指定管理者を指導し、指定管理者と協力して文化事業を展開することで、市民が文化芸術に接する機会を拡充します。
- 逗子文化プラザ〈ホール、図書館、市民交流センター、逗子小学校〉（以下「文化プラザ」という。）は、複合施設として、文化と生涯学習が相乗効果をあげながら、市内の文化拠点となり、情報発信を行っています。

#### ② 生涯学習行政の一環としての文化振興の推進

- 市民や市民団体が自由な意思に基づき、文化活動の発表・展示・研究会の開催などを行っています。お互いに交流することで、地域の文化に触れ、新たな地域文化がつけられています。
- 文化プラザを中心に、市民や市民団体による文化活動が展開されてきています。また、地域活動センター、コミュニティセンター及び体験学習施設スマイルが、それぞれの地域の文化活動の拠点となっています。
- 2013年度（平成25年度）の『プレ・アートフェスティバル』から開始した『逗子アートフェスティバル』は、2018年（平成30年）から市民団体「逗子アートネットワーク」による運営が始まり、地域文化の担い手育成や市民の文化活動の活性化につながる事業となっています。そのほかにも、長年にわたり、文化教養活動の発表の場として逗子市文化祭が開催されています。
- 各種文化関連の講座の開催などにより、市民の文化教養活動を支援しています。
- 生涯学習は、個人の自己実現の手段であると同時に、地域文化を発展させる原動力となっています。
- 市民交流センター（市民活動スペース、会議室、展示スペースなど）は、市民や市民団体の自主的な文化活動の交流・成果発表の場として利用されています。

### ③ まちづくりにおける文化振興の現状

- 次のようなことについて、現状では十分とはいえません。
  - ・ まちづくりの中での文化の果たす役割の整理、活用
  - ・ 豊かな自然や文化的基盤・人材の活用
  - ・ 歴史的資産や伝承文化の保存、継承
  - ・ ゆっくり歩ける歩道や自転車道の確保
- 旧保養別荘地の面影や歴史ある建物などが減少し、独特の趣や文化の薫りを感じにくいまち並みになっています。
- 新たな土地開発や宅地の細分化などによりまちの緑やゆとりが減少し、景観的な魅力が減少しています。

## (2) 課題

---

(1) の現状及び「逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査」(IV資料)から、次のような課題が挙げられます。

### ① 地域文化を支えて発展させていく活動基盤の強化

各地域において、様々な文化活動が展開されていますが、担い手の育成など、地域文化の今後の継承や発展を促す、より一層の努力が必要です。

### ② 市民文化活動をより一層活性化するための環境充実

文化活動の多様化に応じた支援制度や、文化振興の仕組みづくりなど、活性化のための環境の充実が必要です。

### ③ 文化芸術に接する機会の拡充

文化芸術に興味があっても、接する機会のない人たちに、鑑賞機会や参加・参画などの様々な機会の提供が求められています。

### ④ 地域にある文化資源の活用

市内にあふれる豊かな自然や文化的基盤・人材などの文化資源の活用方法などを検証、実践していくことが必要です。

### ⑤ 文化情報の集積や伝達

現状で行われている地域での文化活動を活かしながら、文化情報の集積や伝達方法について、検証していく必要があります。

### ⑥ 文化振興のための環境整備

文化振興のために必要な行政内部の推進体制や、近隣の市町との連携体制を整備する必要があります。

これらの課題から、逗子の特徴である自然環境と市民の創造的な文化活動を活かしてさらに魅力と活力と発信力のある「文化都市・逗子」を創ることが、大きな課題として見えてきます。このことから、本計画の「目標」と「基本方針」を次のとおり設定します。

## Ⅱ 計画体系

### 1. 目標と基本方針

逗子の大きな文化的資産であり、多くの市民が逗子の魅力として認識している自然環境と、市民の創造的な営みである文化活動を融合し、逗子らしい、活力のあるまちを創っていくことを、本計画の目標としていきます。

#### (1) 目標

##### 「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、人の心を豊かにします。

共感や連帯感も生まれます。新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

逗子の恵まれた自然環境と文化資源を背景に生まれる個性的で多彩な文化・芸術の力で、活力あるまち（地域社会）の発展を目指します。

#### (2) 基本方針

##### 「地域の文化を市民の手で拓く」

逗子の潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、まちが文化を活かし、文化がまちを活かす地盤をつくっていきます。

目標の達成に向けて、様々な取組みを市民と協働して推進していきます。

その基本的な姿勢は、市民が主体となり、市民の手で、市民が力を発揮し、実現していくことであると考えます。

## 2. 施策の体系

目標の達成にむけて、6つの施策の柱を立てて取り組みます。施策の柱ごとに基本施策を設定し、具体的な施策や事業を体系的に推進していきます。これからの関係を示したのが次図です。

また、施策の柱ごとに関連するSDGs\*のゴールを位置づけ、施策の推進に取り組みます。

### ○ 「施策の柱」

目標として掲げた「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」を目指し、具体的施策を束ねる柱として6本の柱を設定しました。

### ○ 「基本施策」

施策の柱をより具体的に表したものです。ただし、施策内容の詳細については、事業化の段階で詰めていくものとし、施策の柱として掲げた内容の具現化の方向性を示しています。基本施策の中には、既に実施しているものも含まれており、各々内容の見直しなどを行っています。

# 施策の体系

## 目標

文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現

## 基本方針

地域の文化を市民の手で拓く

## 施策の柱

### 6本の柱

### 基本施策

(1) 地域文化の担い手の育成  
～市民が継承し、創造し、発展させる～

- …①子どもたちの文化創造体験の拡充
- …②市民のアトリテラシーの向上
- …③地域文化振興の担い手育成

(2) 市民文化活動の活性化  
～市民の主体的活動をより豊かに～

- …①市民文化活動への支援の拡充
- …②市民による市民のための文化振興の仕組みづくり
- …③市民参画・協働型事業の充実

(3) 文化芸術に接する機会の拡充  
～すべての市民が文化にふれあうように～

- …①鑑賞機会の拡充
- …②体験や参加、参画機会の充実
- …③文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ

(4) 文化資源の活用による地域づくり  
～逗子の文化力を活かす～

- …①逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展
- …②豊かな自然環境の活用
- …③人的資源の発掘と連携

(5) 文化情報の収集・発信・活用  
～市内の文化活動をつなげる～

- …①情報の収集
- …②地域文化情報の発信
- …③情報の活用（ネットワークづくり）

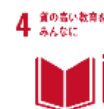
(6) 文化振興のための環境づくり  
～まちに文化があふれるように～

- …①行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
- …②施設・設備の充実等
- …③近隣市町との交流・連携



### 3. 施策の柱と基本施策展開の方向性

#### (1) 地域文化の担い手の育成 ～市民が継承し、創造し、発展させる～



市民が、その地域の自然や歴史などの文化に対する理解を深めるとともに、地域文化の大切さを知り、担い手を育成していくことにより、次の世代への文化の継承だけでなく、新たな文化の創造へとつながっていきます。

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人に文化に関心を持ってもらい、活動に参画してもらうとともに、企画・制作、運営や情報提供など、地域文化振興に必要な専門知識をもった市民を増やしていきます。

また、子どもたちが様々な文化に触れ、文化に興味を持つことは、自らの文化活動への取り組み意欲の促進にもつながります。青少年期の文化に関する様々な体験は、生涯にわたる関心と、より深い理解の礎となります。

#### (1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充

子どもたちは、吸収力がとても旺盛で、様々な文化に触れることで、文化に興味を持ち、それをきっかけとして生涯にわたり文化活動を続けていく可能性を持っています。

子どもたちの文化創造体験の機会を増やし、次代の文化の担い手を育成していきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校教育と連携しながら、子どもたちに対する芸術に触れる機会や文化・芸術教育を充実させます。</li><li>○ 地域において多世代との交流を通じた、地域の文化体験など、地域生活における文化接触を豊かにしていきます。</li><li>○ ホール自主文化事業において創造体験ができる機会を充実させます。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小中学校でのアウトリーチ*活動の実施</li><li>・ 子どもを対象としたトモイクフェスティバルなどの共育*の事業の実施</li><li>・ 『逗子こども落語』をはじめとする体験型事業の実施</li></ul>

## (1) -② 市民のアートリテラシー\*の向上

歴史ある文化、先端的な文化、あるいは様々な地域の文化など、多様な文化を知り、理解し、創造する心や技、能力を高めていくことが多文化共生のために必要であるとともに、地域の文化を活性化していくことにつながります。文化芸術に対するリテラシー（基礎活用力）を高めるための取り組みを進めます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 逗子の伝統文化、歴史的資産はもとより、様々な文化に関する教養講座などを実施し、市民の文化に対する興味や知識を向上させます。</li> <li>○ 学ぶことと創造すること、市民協働を進めながら、生涯学習と文化振興を連携させ、幅広い視野や包容力ある人材を育みます。</li> </ul>
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化に関する講座などの実施</li> <li>・ 市民による文化事業への後援、協力</li> </ul>

## (1) -③ 地域文化振興の担い手育成

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの方が文化の担い手になっていくことが重要です。市民による、地域に密着した地域の文化振興を目指します。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域において、文化事業の企画や制作、運営を担ったり、専門知識や技能を発揮したり、ボランティアやサポーターで参画したり、地域文化を推進していく人材の育成に取り組みます。</li> <li>○ 青少年や若年層の活力を積極的に取り入れます。</li> <li>○ 市民、来訪者に関わらず、市内で文化活動を行う人々の参画と参加により、交流のなかで、文化活動を活性化します。</li> </ul>
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化事業への市民参画・参加の促進</li> <li>・ 文化ボランティアの育成</li> <li>・ 逗子アートネットワークによる『逗子アートフェスティバル』の運営</li> </ul>

## (2) 市民文化活動の活性化 ～市民の主体的活動をより豊かに～



市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけでなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。市民個人や団体の活動は、その活動だけにとどまることなく、他の団体などとの交流や市民一般への鑑賞や体験の機会を持ったり、障がい者など文化との接触に困難を伴う市民に積極的に支援するなど、公益的な活動への広がりも見せてきています。それぞれの活動を高め、広げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

### (2) -① 市民文化活動への支援の拡充

見たり聞いたり、演じたりすることの得意な人はよりそれを高めることができるように、これから始めようとする市民にはそのきっかけや継続していくことができるように、地域文化振興に取り組もうとする市民には必要な助言や支援などによりそれが実現できるように、それぞれのニーズにあった文化活動支援の拡充に努めます。

- |       |   |
|-------|---|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民に文化活動のための場と機会（時間）を提供し、市民と行政の役割を明確にした上で、市民文化活動の活性化のための協働を進めます。</li> <li>○ 文化活動をしていく上での相談や助言を行う仕組みや、支援や協働による活動の実現や拡大につながる仕組みを整えていきます。</li> <li>○ 文化事業の企画運営について、市民が専門的知識や技術の習得が可能となるよう支援します。</li> <li>○ 活動の目標や励みになる事業及び専門性をより高めていくための機会を設けるなど、支援を行います。</li> </ul> |
|-------|---|

- |   |   |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 文化団体づくりの支援</li> <li>・ 文化プラザホールにおける文化事業の相談窓口の設置</li> <li>・ 『手づくり絵本講座』『市民企画講座』などの実施</li> </ul> |
|---|---|

## (2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり

これまで個別で行っていた文化活動の交流連携を図ることにより、市民と市民、市民と行政とが協働する文化振興の仕組みづくりを行います。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 既存団体と新しい団体の連携を支援します。</li><li>○ 市民自らが企画・参加し、地域文化を振興し、地域を活性化していく仕組みづくりを進めます。</li><li>○ 世代間交流がうまれるような文化事業や、仕組みづくりを検討します。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ プラットフォーム*となるような組織づくりの支援</li><li>・ 個人及び新規文化団体の育成、発足の支援</li><li>・ 『逗子アートフェスティバル』における逗子アートネットワークへの支援</li></ul>

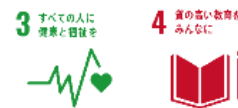
## (2) -③ 市民参画・協働型事業の充実

市内公共施設などが主催する文化事業の企画・運営は、市民と行政が力を合わせつくりあげていきます。

市民が現状を分析し、企画し、実現し、評価していく一連の活動を組み入れていきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業の企画案、運営スタッフの市民公募などにより、市民参画・参加を促進します。</li><li>○ 市民の企画力、運営力をより一層高めていく支援を行います。</li><li>○ 市民主導型のホール自主文化事業を積極的に実施し、事業の充実を図ります。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 『逗子アートフェスティバル』の継続開催</li><li>・ 市民参加型の創作事業の実施（周年事業など）</li><li>・ 市民参画・参加型事業との共催、後援、協力</li><li>・ 市民企画などの実施</li></ul>

### (3) 文化芸術に接する機会の拡充 ～すべての市民が文化にふれあうように～



文化芸術を創造し、享受することは市民の権利であると条例に定められているように、すべての市民が文化芸術に触れることのできる機会を提供するように努めていきます。近年は、鑑賞や自ら活動する自演活動のみならず、文化事業を企画したり、運営に参画したり、支援する活動などに広がってきています。また、文化芸術に触れることが困難な市民が気軽に接する機会を設けていきます。

#### (3) -① 鑑賞機会の拡充

逗子市民は東京や横浜などの周辺都市に出向いて鑑賞をすることも多いですが、生活の場である逗子市ならではの鑑賞機会を提供していくために、市内最大の文化拠点となる文化プラザホールを中心とし、その立地、機能、市民ニーズを踏まえ、多彩な文化事業を実施します。

- |       |  |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市民ニーズにあった多彩な鑑賞型事業を実施します。</li><li>○ 市民の企画による事業を募集、協働にて実施します。</li></ul>              |
| 例     | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 音楽、演劇、古典、伝統芸能などの公演の実施</li><li>・ 定期的な映画上映会の実施</li><li>・ 地域のアーティストによる公演の実施</li></ul> |

### (3) -② 体験や参加、参画機会の充実

年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰もが自ら文化芸術に参画し、創造・発表することができるような文化活動の機会を充実させていきます。それにより地域文化への関心が高まり、担い手の育成にもつながります。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 高齢者、障がい者などによる文化芸術活動を推進します。</li><li>○ ホールにおいて、鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップ*を実施します。</li><li>○ 市内公共施設などにおいて、各種講座事業を実施します。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 高齢者や障がい者が文化活動を創造・発表する機会の支援</li><li>・ 体験型、創造型ワークショップの実施</li><li>・ 学校や公共施設などにおけるアウトリーチ活動の実施</li></ul>

### (3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ

文化は「まずは接すること」から興味がわき、その後の様々な文化活動へ発展していきます。これまであまり文化に接する機会がなかった人に対し、いろいろな糸口から文化に触れる機会を提供することにより、文化活動を始めるきっかけづくりをしていきます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自主文化事業の内容に合わせて対象や方法を工夫しながら、PR 活動を行います。</li><li>○ 自主文化事業の実施場所をホールに限定せず、積極的にアウトリーチ事業として実施することにより、ホールに来館できない方へも文化・芸術を広めていきます。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市広報、イベントニュース、ウェブサイト、地元 FM 放送などによる広報実施</li><li>・ 高齢者や障がい者へのアウトリーチや観賞機会の充実</li><li>・ 『逗子アートフェスティバル』のまちなかでの実施</li></ul>

## (4) 文化資源の活用による地域づくり ～逗子の文化力を活かす～



逗子には、様々な歴史的資産、伝統文化があります。また、逗子のアイデンティティでもある青い海や緑豊かな自然環境といった文化的な環境もあります。さらに、古くからゆかりの作家や芸術家が暮らし、現在も各分野の専門性や学識経験を持った市民が居住されています。そしてなによりも逗子を愛するすべての市民が逗子の文化資源といえます。これら逗子の持つ文化の力を発揮して、個性と活力ある地域づくりを進めていきます。

### (4) -① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展

文化は、過去から現在、現在から未来へ保存しながら継承するもの、創造的に発展させながら継承するもの、いずれも地域においてつないでいくことが大切です。

地域の様々な歴史的資産、伝統文化を再度検証しながら、私たちの時代のものとするとともに、次の世代へ継承し、発展させていきます。

<p>展開の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内に残る伝統文化などの継承を支援します。</li> <li>○ 継承すべき文化の中から、どのように継承するかなど、協働により検証していきます。</li> <li>○ 地域の文化資源の情報について、収集と整理の方法を検討します。</li> </ul>
<p>例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民自らが地域の歴史や伝統文化を発掘する取り組みへの支援、協力</li> <li>・ 逗子ゆかりの人材の発掘・再発見と活用</li> <li>・ 郷土文化教育の推進</li> <li>・ 伝統文化ワークショップなどの実施</li> </ul>

#### (4) -② 豊かな自然環境の活用

市の都市宣言は『青い海と みどり豊かな 平和都市』であり、景観計画によって、景観特性ごとに逗子の特徴を活かしたまち並みを保存しようという努力も始まりました。逗子の自然は、まちの魅力の源泉であるとともに、地域文化が生まれる背景として欠かせないものです。

この恵まれた自然環境を活かして、地域文化の活性化へつなげます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 逗子の自然環境についての学習・保全・啓発につながる文化活動を推進します。</li><li>○ 様々な映像作品のロケ地として利用される逗子を、より一層発信していくため、フィルムコミッション*事業やロケ地観光などを促進していきます。</li><li>○ 自然環境を活かした文化活動を推進します。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 『自然の回廊プロジェクト』*の推進</li><li>・ 『逗子フィルムコミッション』の実施</li></ul>

#### (4) -③ 人的資源の発掘と連携

逗子は、明治の頃から避暑地として多くの文人などに愛され、現在も様々な分野で活躍している芸術家や専門家も少なくありません。また、積極的に地域において文化活動を行っている人も多く、このような人材の協力を得て、逗子にしかできない地域文化振興の取り組みを進めます。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域に根ざした様々な分野のアーティストや専門家を発掘します。</li><li>○ 様々な人的資源をつなぐネットワークづくりを進めます。</li><li>○ 本市の実情に応じて部活動の地域移行について検討します。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用</li><li>・ 『逗子アートフェスティバル』を通じた人材の発掘・連携</li></ul>



## (5) 文化情報の収集・発信・活用 ～市内の文化活動をつなげる～



市民の誰もが容易に市内・市外の文化情報を手に入れることができるような情報流通の仕組みを構築していきます。市民文化活動における様々な情報交換が可能になるような双方向の情報の流れを作るなど、情報によって文化活動がよりいっそう活性化する仕組みを検討していきます。特に、情報通信技術の目覚ましい革新から様々な新しいメディアが開発されてきており、それらへの対応も大きな課題として取り組みます。

また、逗子の文化資源に関する情報として、文字情報だけでなく映像や音源などを集積して、活用できる仕組みを検討していきます。

### (5) -① 情報の収集

文化活動に関する情報を収集し、発信及び活用による市内の文化活動の活性化に向けて検討します。

- |       |  |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地域の文化情報や市内の文化活動の情報などを手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。</li><li>○ 他市の文化施設での催しなどの情報をホール及び市民交流センターでも手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。</li></ul> |
|-------|--|

- |   |   |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ホールや市民交流センターにおける情報コーナーの設置</li><li>・ 共育ポータルサイト*『ナニスル』の活用</li></ul> |
|---|---|

## (5) -② 地域文化情報の発信

市内の活動団体、サークルなどによる文化活動の情報を発信することで、市民が容易に文化情報を取得できるようにします。また、ホームページ、SNS、ポータルサイト、各メディアなどを活用した情報発信を行います。

- |       |   |
|-------|---|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各種メディアに積極的に情報発信を行います。</li><li>○ 新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。</li></ul> |
|-------|---|

- |   |  |
|---|--|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民による文化活動や事業への後援、協力</li><li>・ 生涯学習に関する情報を掲載したガイドブックの作成と活用</li><li>・ 市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用</li><li>・ 市民活動や生涯学習に関するポータルサイトの活用</li></ul> |
|---|--|

## (5) -③ 情報の活用（ネットワークづくり）

市内には、逗子の歴史を伝える多くの文化資源（人材、歴史的資産、絵画、動画、写真など）や、市内の活動団体・サークルによる文化芸術活動など、逗子の文化に関する情報が多く存在しています。これらを市民が双方向的に活用（情報交換）できる仕組みを検討します。

- |       |  |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 市内の文化団体や文化活動について、相互に情報交換できる仕組みを検討します。</li><li>○ 文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化により、市民が活用しやすい環境づくりにつなげます。</li></ul> |
|-------|--|

- |   |  |
|---|--|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民活動や生涯学習に関するポータルサイトの活用</li><li>・ 市内の文化情報の整理とデジタル化</li><li>・ 逗子フォートの活用</li></ul> |
|---|--|

## (6) 文化振興のための環境づくり ～まちに文化があふれるように～



文化振興基本条例に基づき策定される本計画を推進していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働により市民文化の創造を実現することが大切です。

近隣市町などとの連携を視野に入れ、行政における推進体制の整備を行うとともに、ホールをはじめとする既存の施設の維持管理に努め、市民による自主的かつ主体的な文化活動が行える環境づくりを目指します。

### (6) -① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備

市民全体に文化の裾野を広げ、多様な文化活動を推進していくためには、行政においても組織横断的な取り組みが不可欠です。

展開の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 文化振興所管課を中心として、関係部署との協力・連携を強化します。</li><li>○ 文化を軸とした、行政の一体的、組織横断的な推進体制の確立を目指します。</li></ul>
例	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織の枠組みを超えた、総合的な庁内連携体制の整備</li></ul>

## (6) -② 施設・設備の充実等

ホールをはじめ市民が文化活動を行うための公共施設や設備について、いつでも安全かつ快適に利用できるような適切な維持管理に努めます。また、市民の文化活動の多様化や文化の裾野を拡大するため、公共施設以外の活動スペースについて情報発信を行っていきます。

- |       |  |
|-------|--|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ ホールの管理運営について、多くの市民の意見を取り入れながら改善を図ります。</li><li>○ バリアフリーやユニバーサルデザインなど、誰もが利用しやすい環境づくりのため、施設や設備の計画的な修繕・改修に努めます。</li><li>○ まちなかに点在する空きスペースや市の施設などの情報収集・発信に努めます。</li></ul> |
|-------|--|

- |   |   |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ホールの適正な修繕・維持管理</li><li>・ すべての人が文化に触れられるバリアフリー化とアクセスルートの明示</li><li>・ 『逗子アートフェスティバル』における企画会場の拡大と PR</li></ul> |
|---|---|

## (6) -③ 近隣市町との交流・連携

逗子市は東京から 50 km 圏内に位置し、海などの自然を求めてくる来訪者も多く、市内外の交流は盛んです。市域を超えた広い視野で文化活動を捉え、広域的な施設の役割分担と連携を基本として、文化振興の環境を整えていきます。

- |       |   |
|-------|---|
| 展開の概要 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 文化プラザが地域の文化活動、創造的活動の拠点となり、他の近隣市町との交流・連携を進めます。</li></ul> |
|-------|---|

- |   |   |
|---|---|
| 例 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 近隣文化施設との定期的情報交換の実施</li><li>・ 広域文化イベントなどとの連携、推進</li><li>・ 近隣市町の文化施設との連携の研究</li></ul> |
|---|---|

# Ⅲ 計画の推進にあたって

## 1. 推進体制

### (1) 行政推進体制の整備

#### ○ 文化振興体制の強化

2014年度（平成26年度）にホールが指定管理者制度に移行したことに伴い、現在は文化振興所管課が文化スポーツ課となりました。しかしながら本計画に基づいた文化施策を推進していくためには、より広い視点から文化振興の推進体制を見直す必要があります。計画の実施にむけて、文化振興所管課を中心として庁内他部署との協力・連携を強化していきます。

#### ○ 文化プラザホールの役割

2005年（平成17年）に開館したホールは、2014年（平成26年）4月から指定管理者制度に移行し、現在民間事業者により管理運営されています。自主文化事業（ホール主催事業）の運営と一般利用者へのホール、ギャラリー、練習室などの貸出（以下「貸館業務」という。）を行うと共に、本計画にかかる事業の多くを担い、市の文化活動の拠点としての役割を果たしています。それらについて、文化振興所管課は、指定管理者がそれらの役割を適切に果たせるよう、定期的にモニタリングや指導を行っています。

### (2) 施設・拠点ネットワーク整備

#### ○ 施設間連携

計画の推進にあたって、市内と広域の主要施設間のネットワークづくりを行います。

#### ○ 広域連携

隣接市町との連携を図っていきます。また、隣接市町以外についても、エリアを限定せず、「文化によるまちづくり」という共通の視点を通じた連携を図っていきます。

### (3) 関係機関連携体制整備

#### ○ 市民との協働

本計画に基づく、施策、事業などについては、2012年度（平成24年度）から市民との協働の組織である逗子市文化振興基本計画策定・推進会議を設置し、実施してきました。

#### ○ 大学や関係機関、他自治体との連携

大学や、他の関係機関及び周辺自治体との幅広い提携を実現します。

## 2. 評価組織

本計画に基づく施策、事業の評価については、2012年度（平成24年度）から、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会を設置し、適切に行っています。

## 3. 主な取り組み

本計画の目標「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」にむけて、計画体系に示した施策の方向性に沿って計画事業を立案し、実施しますが、2024年度（令和6年度）から2030年度（令和12年度）の7年間については、総合計画における施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標として、「重要業績評価指標（KPI）\*」を次のとおり設定します。

### ◆ 重要業績評価指標（KPI）

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっている。	22企画
補 足 説 明	
現状の企画数から約1.3倍の増をめざすもの。	

併せて、次の3つを主な取り組みと位置付けます。

### ◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子アートフェスティバルの充実		
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。</li> <li>・市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。</li> </ul>		
【参考】予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課
取り組み②	文化芸術活動の振興に係る事業の推進		
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子市文化振興基本計画に基づき、文化芸術活動の推進を図る。</li> <li>・既存の文化団体（個人を含む）と連携して文化芸術活動の推進を図る。</li> <li>・市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進するとともに文化やイベントに関する情報提供を行う。</li> </ul>		
【参考】予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課
取り組み③	子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進（アウトリーチ活動等）		
説明	・逗子文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ事業を実施する。		
【参考】予算事業名	文化プラザホール維持管理事業	担当課	文化スポーツ課







# IV 資料

## 1. 用語集

ページ	用語	意味
5	バリアフリー	年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便（バリア）を取り除いて（フリー）いこうとする考え方。本計画では、障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障害を取り除いたり、運営やソフト面での障壁を取り去ることで、すべての人が文化芸術に触れ合う機会を持てるようにすることをいう。
5	ユニバーサルデザイン	既にあるバリア（障壁、障害、不便）を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていこうとする考え方。
5	都市（地域）アイデンティティ	逗子の独自性とともな、市民が自分の暮らす都市としての自負と誇りをもてるような都市に対する意識を持つということ。
10	SDGs （えすでいーじーず）	Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標のこと。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年～2030年までの国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成される。本市においても総合計画の各施策分野に17のゴールを位置付けたうえで、一体的な推進を図っている。
12	アウトリーチ	手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。 一般的には、施設外での活動を指すことが多いが、施設内であるか外であるかは本来の意味にはない。
12	共育（きょういく）	世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つこと。
13	アートリテラシー	文化芸術を受け入れ、理解し、また、活用し、さらには創造する能力のこと。

15	プラットフォーム	一般的には基盤や土台、根幹的な仕組みといった意味でつかわれ、本計画では様々な文化活動に共通する情報やノウハウ、場などを提供する、文化活動の基盤となる仕組みのことを指す。
17	ワークショップ	教える人教わる人という関係ではなく、参加者が体験し、自ら表現したり創り出したりする、学びうけるだけではない、創出、発露することを行う場や機会をいう。
19	フィルムコミッション	フィルムコミッションは、映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関で、地域経済の活性化を図ることを目的としている。
19	自然の回廊プロジェクト	逗子の豊かな自然と様々な文化に触れられる場所をつなぎ合わせ、回遊性を持たせた道「自然の回廊」を、多くの人に親しんでもらえるように、市民と協働で整備を行う取り組み。
20	ポータルサイト	インターネットの入り口となる巨大なウェブサイトのこと。本計画では、市民活動や生涯学習に関するホームページへのリンクなどをまとめたウェブサイトのことを指す。
25	重要業績評価指標 (KPI)	施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標のこと。 Key Performance Indicator の略。

## 2. 関連法規等

### ○ 文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

最終改正：令和元年六月七日法律第二十六号

#### 目次

##### 前文

##### 第一章 総則（第一条—第六条）

##### 第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

##### 第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

##### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

##### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育

成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利(以下この条において「著作権等」という。)について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。



(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

# ○ 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成二十四年法律第四十九号

最終改正：平成二十九年六月二十三日法律第七十三号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条—第九条）

### 第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

### 附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる<sup>きずな</sup>絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進

し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

### (劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
  - 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
  - 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
  - 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
  - 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
  - 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

### (劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

### (実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
- 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# ○ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成三十年法律第四十七号

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本計画等（第七条・第八条）

第三章 基本的施策（第九条—第十九条）

第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

#### （基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
  - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
  - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

#### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設（劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。）を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。



(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

## ○ 逗子市文化振興条例

平成 21 年 10 月 9 日

逗子市条例第 15 号

### 前文

文化とは、人々の営みそのものであり、豊かな人間性や創造力を育むものである。人々の誰もが願う「平和に人間らしい暮らしが営める社会」には、文化の実りを欠くことはできない。

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の山稜に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる「暮らしやすい土地」として人々に愛されてきた。この豊かな自然環境は、心を豊かにする様々な文化活動を育んでいる。

市民一人ひとりが文化を享受し、逗子市の文化として総合的に発展させるためには、市民一人ひとりが文化の担い手であることを認識する必要がある。そして、先人の築いた文化を基盤として新しい文化の創造に取り組んでいくことが大切である。

また、文化創造の主役は市民であり、市民は文化を創造し、享受する権利を持つことを市は認識しなければならない。そのために、市は市民の文化活動を広く支援し、必要な環境を整備する使命を負っている。

市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働作業により市民文化の創造を実現するためこの条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、本市における文化振興に関する施策（以下「文化振興施策」という。）の基本方針を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において「文化」とは、多様な芸術及び人間の感性を豊かにする知的な活動をいう。

2 この条例において「文化活動」とは、前項の文化を振興するため、広く文化を創造し、継承し、鑑賞し、又はこれらに参加することをいう。

### (基本方針)

第 3 条 文化を創造し、及び享受するため文化活動を行うことは、市民の権利とし、市は、市民一人ひとりが心豊かな生活を展開できるよう市民の主体的な文化活動をより一層促進するための文化振興を図るものとする。

2 市は、文化振興施策の実施に当たっては、文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、文化の内容に対しては、原則として介入しないよう留意するものとする。

### (市の責務)

第 4 条 市は、前条に規定する基本方針にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化の振興を図るものとする。

3 市は、文化活動を行う市民、団体及び事業者と協働し、地域における人材、資源、情報等を活かして、文化の振興を図るものとする。

4 市は、文化振興施策を効果的に実施するため、組織上の連携に配慮するものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市は、前条第1項の規定に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化振興のための施策及び事業に関すること。
- (2) 文化振興のための環境整備及び文化の保護に関すること。
- (3) 文化活動の担い手の育成・支援に関すること。
- (4) その他文化振興の推進のために必要な事項

3 市は、基本計画の策定に当たっては、市民、学識経験を有する者、市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者等をもって構成される組織を設置するものとする。

4 市は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じるものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(基本計画の推進)

第6条 市は、基本計画に基づく施策、事業等の実施について、市民との協働の組織により、効果的に推進できるよう努めなければならない。

(調査、評価組織の設置)

第7条 市は、基本計画の推進に当たって、基本計画に基づく施策、事業等が的確に実施されているかどうか等について、調査、評価等を行う組織を設置するものとする。

2 前項の組織は、基本計画の内容及び基本計画に基づく施策、事業等の評価、見直し等について調査、検討を行い、その結果に基づき市に提言するものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

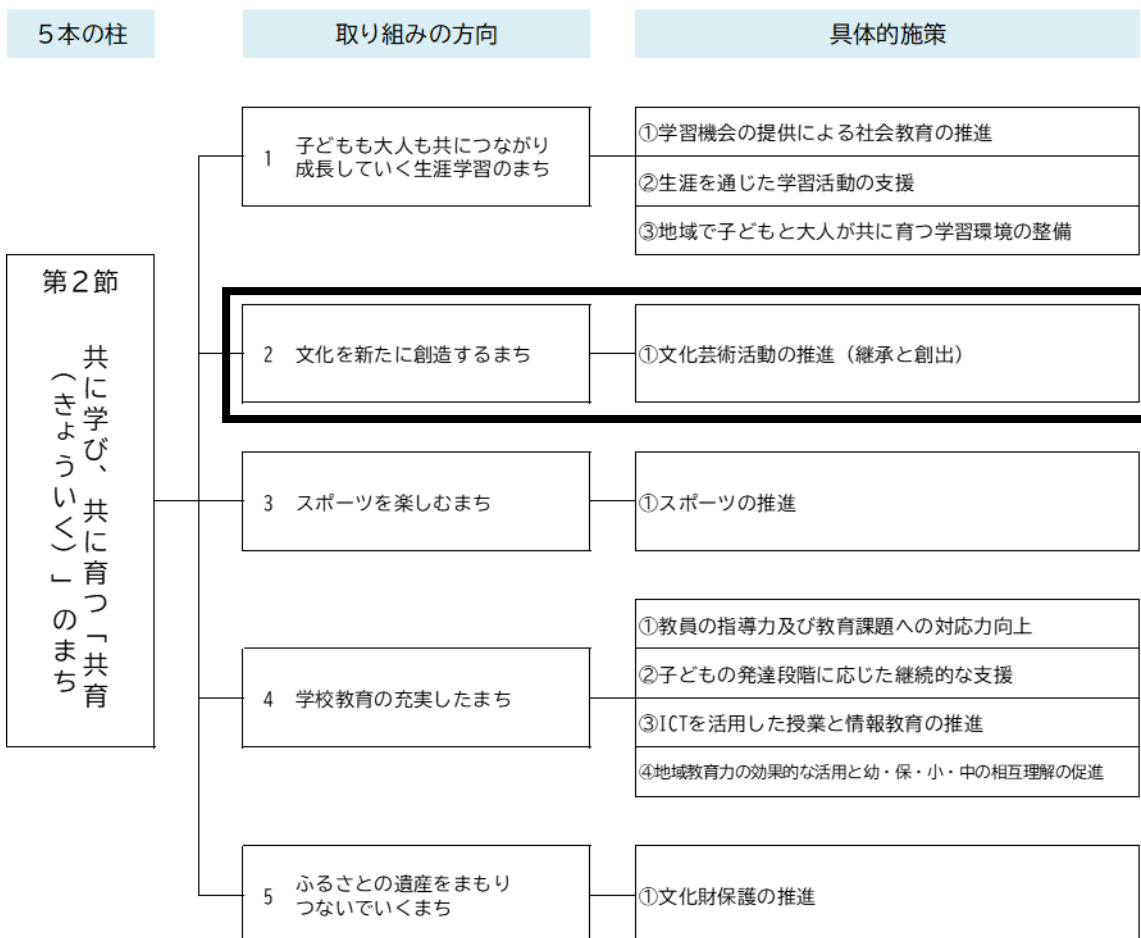
# ○ 逗子市総合計画（2015-2038）

中期実施計画（2023-2029）関連部分抜粋

## 第2節

# 共に学び、共に育つ

# 「共育(きょういく)」のまち



## めざすべきまちの姿

世代間交流を通じて、共に学び合い、共に育つ「共育」理念のもと、市民の誰もが、人生のどの場面でも、いきいきと学び、文化を育み、スポーツに親しみ、その成果を様々な形で生かすことができる、市民が主役を演じる「共育のまち返り」をめざします。

## 中期実施計画【2023（令和5）年度～2029（令和11）年度】の目標

目標【2029年度】	現状【2022年度】
共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。	未実施
補 足 説 明	
・「返りのまちづくりに関する意識調査」等の結果に基づく。 ・2023年度の数値から10ポイントの増加をめざすもの。	

## 取り組みの方向

- 1 子どもも大人も共につながり成長していく生涯学習のまち
- 2 文化を新たに創造するまち
- 3 スポーツを楽しむまち
- 4 学校教育の充実したまち
- 5 ふるさとの遺産をまもりつないでいくまち

## 基本構想 第2節 取り組みの方向2

### 文化を新たに創造するまち

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、共感や連帯を生み、人の心を豊かにします。さらに、新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

わたしたちは、逗子の伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こして、地域の文化を市民の手で拓き、互いを高め合い、育むことで、「まちが文化を活かし、文化がまちを活かす」地盤をつくります。そして、逗子の多彩な文化資源と恵まれた自然環境を背景に生まれる、個性的で創造的な文化芸術の力で、文化と自然がつむぐ活力あるまち（地域社会）の発展をめざします。

#### ◆ 具体的施策 ①

##### 文化芸術活動の推進（継承と創出）

###### 《現況・課題》

伝統文化を継承するとともに、潜在的な文化資源を掘り起こし、市民が主体となって地域の文化を育み、文化がまちを生かす地盤をつくることが求められている。

逗子アートフェスティバルの継続開催により、市民の潜在的な能力の顕在化・活性化による「まちなか文化」を創出するとともに、文化芸術活動に携わる市民のネットワークを強化していく必要がある。しかし、継続開催に向けては、予算の確保、開催方法、市民による事務局体制の構築等が課題となっている。

#### ◆ 重要業績評価指標（KPI）

【2029年度（令和11年度）】	現状（2022.3）
逗子アートフェスティバルの参加企画数が30企画になっている。	22企画
補 足 説 明	
現状の企画数から約1.3倍の増をめざすもの。	

◆ 主な取り組み

取り組み①	逗子アートフェスティバルの充実		
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子アートフェスティバルは、3年に1回は国等の助成金を確保するなど大規模な催しとする。その間の2年間は、経費を抑えて市民が自ら企画・実施する。</li> <li>・市民と市との役割を明確にした上で、事務局機能を市民が担えるよう、アートフェスティバル実行委員会メンバーと共に検討し、文化発展のため協働を進める。</li> </ul>		
【参考】 予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み②	文化芸術活動の振興に係る事業の推進		
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子市文化振興基本計画に基づき、文化芸術活動の推進を図る。</li> <li>・既存の文化団体（個人を含む）と連携して文化芸術活動の推進を図る。</li> <li>・市民が日常生活の中で多様な文化芸術を自由に表現できる環境づくりを推進するとともに文化やイベントに関する情報提供を行う。</li> </ul>		
【参考】 予算事業名	文化活動振興事業	担当課	文化スポーツ課

取り組み③	子どもを対象とした文化活動の振興に係る事業の推進 (アウトリーチ活動等)		
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子文化プラザホール指定管理者によるアウトリーチ事業を実施する。</li> </ul>		
【参考】 予算事業名	文化プラザホール維持管理事業	担当課	文化スポーツ課

## ○ 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会規則

平成 24 年 2 月 16 日

逗子市教育委員会規則第 1 号

最終改正：平成 26 年 3 月 24 日教委規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、逗子市文化振興条例（平成 21 年逗子市条例第 15 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び評価を行い、その結果を教育長に提言する。

(1) 逗子市文化振興基本計画（以下「基本計画」という。）における施策に関する適切な実施に関すること。

(2) その他基本計画に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 学識経験を有する者

(3) その他教育長が特に必要があると認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識を有する者、市職員その他の者に対し、その出席を求めて意見又は説明を聴くことができるほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。



(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

## ○ 逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会委員

令和5年4月1日時点

選出区分	所属団体等	氏名
学識経験者	元富山大学芸術文化学部教授	伊藤 裕夫
学識経験者	関東学院大学教授	富岡 幸一郎
学識経験者	関東学院大学教授	山崎 稔恵
公募による市民	公募市民	奥野 花代子

(順不同、敬省略)

## ○ 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議運営要綱

平成23年3月1日

要綱

最終改正：令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市文化振興条例（平成21年条例第15号）第5条第3項及び第6条に規定する組織として、逗子市文化振興基本計画策定・推進会議（以下「会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第2条 会議の開催に当たっては、その参集の求めは教育長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(メンバー)

第3条 会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 市内の文化活動を行う団体等からの推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育長が特に必要があると認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、メンバーの互選により定める。

2 会長は、会議の進行、調整等を行う。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 教育長は、会議の開催に当たり、文化振興の推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

## ○ 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議メンバー

### 1. メンバー（要綱第3条関係）

令和5年8月15日時点

選出区分	所属団体等	氏名
公募による市民	公募市民	渡邊 忠貴
	公募市民	山口 歓三
	公募市民	長坂 祐司
団体推薦	逗子市商工会	森谷 紀子
	逗子アートフェスティバル実行委員会 逗子・葉山コミュニティ放送株式会社	森川 いつみ
	逗子市文化協会	愛 賢司
	特定非営利活動法人 逗子の文化をつなぎ広め深める会	及川 佳寿美
	逗子市青少年指導員連絡協議会	杉山 正義
	逗子文化プラザホール指定管理者	遠山 浩司
関係行政機関の職員	市職員（社会教育課）	佐藤 仁彦

### 2. アドバイザー（要綱第5条関係）

所属団体、氏名	役職
関東学院大学教授 富岡 幸一郎	逗子市文化振興基本計画策定・推進会議アドバイザー

（順不同、敬省略）

## ○ 計画策定の経過

### 1. 逗子市文化振興基本計画策定・推進会議

令和5年度第1回：2023年（令和5年）6月2日（火）

令和5年度第2回：2023年（令和5年）11月22日（水）

令和5年度第3回：2024年（令和6年）1月12日（金）

令和5年度第4回：2024年（令和6年）3月 日（ ）

### 2. 市民アンケート（逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査）

2023年（令和5年）3月8日（水）から3月27日（月）まで

### 3. パブリックコメント

2024年（令和6年）1月26日（金）から2月26日（月）まで

### 3. アンケート調査概要

#### 【概要】

名 称：逗子市の文化振興・スポーツ推進に関するアンケート調査

対 象：市内在住の満 15 歳以上 2,000 人（無作為抽出）

方 法：郵送により送付、郵送または web で回答

期 間：2023 年（令和 5 年）3 月 8 日から 3 月 27 日まで

回答数：592 件（回答率 29.6%）

【集計結果（主なもの）】 ※設問後の[ ]は各設問の母数。行末の数字は回答数、比率。

#### 1. 文化・芸術活動に興味や関心がありますか。[584]

興味や関心がある	259	44.3%
どちらかといえば興味や関心がある	233	39.9%
どちらかといえば興味や関心がない	58	9.9%
興味や関心がない	25	4.3%
わからない	9	1.5%

#### 2. あなたにとって文化・芸術活動は、どのようなものですか。（複数回答）[501]

（1で「興味や関心がある」「どちらかといえば興味や関心がある」を選んだ方のみ回答）

日常生活に潤いや安らぎを与えるもの	329	65.7%
発見や感動があり人間性を豊かにするもの	327	65.3%
日常生活に刺激や活力を与えるもの	219	43.7%
新しい仲間や交流が生まれるもの	104	20.8%
次世代へつないでいくべきもの	85	17.0%
子どもの創造力を育むもの	75	15.0%
創作や発表するよろこびが感じられるもの	74	14.8%
子どもから高齢者まで元気になるもの	74	14.8%
まちの活性化につながるもの	68	13.6%
興味はあるが、あまり身近ではないもの	18	3.6%
その他	6	1.2%

#### 3. 逗子市は文化・芸術活動が活発なまちだと思いますか。[566]

どちらかといえば活発なまち	171	30.2%
どちらともいえない	163	28.8%
どちらかといえば活発ではないまち	60	10.6%
わからない	43	7.6%
とても活発とはいえないまち	22	3.9%
たいへん活発なまち	17	3.0%

<b>4. あなたにとって、「逗子の魅力」は何ですか。(複数回答) [571]</b>		
青い海と豊かな緑などの自然	538	94.2%
こじんまりとして適度なまちのスケール	287	50.3%
ゆとりあるまち並みや景観	162	28.4%
マリリゾートとしての新しい逗子	127	22.2%
映画やドラマの舞台となるロケーション	68	11.9%
古墳時代からの歴史と文化財	55	9.6%
著名人も住みたくなるまちの環境	51	8.9%
海浜別荘地時代のおもかげ	44	7.7%
徳富蘆花から現代までの逗子ゆかりの文学	43	7.5%
多彩で活発な市民活動と文化活動	40	7.0%
その他	29	5.1%
<b>5. 鑑賞で利用した施設はありますか。[546]</b>		
なぎさホール	309	56.6%
さざなみホール	187	34.2%
ギャラリー	166	30.4%
東京都	158	28.9%
鎌倉市	147	26.9%
横浜市	133	24.4%
横須賀市	107	19.6%
市民交流センター	102	18.7%
利用していない	76	13.9%
葉山町	73	13.4%
藤沢市	44	8.1%
上記以外の地域	31	5.7%
沼間小学校区コミュニティセンター	22	4.0%
市内の学校施設	20	3.7%
小坪小学校区コミュニティセンター	15	2.7%
その他市内公共施設	14	2.6%
体験学習施設スマイル	10	1.8%
市内民間施設	10	1.8%

6. 練習・活動で利用した施設はありますか。[546]

利用していない	136	24.9%
市民交流センター	68	12.5%
なぎさホール	45	8.2%
さざなみホール	41	7.5%
鎌倉市	41	7.5%
市内の学校施設	37	6.8%
その他市内公共施設	31	5.7%
小坪小学校区コミュニティセンター	27	4.9%
沼間小学校区コミュニティセンター	26	4.8%
体験学習施設スマイル	22	4.0%
横浜市	19	3.5%
東京都	19	3.5%
横須賀市	18	3.3%
葉山町	15	2.7%
市内民間施設	13	2.4%
藤沢市	10	1.8%
ギャラリー	9	1.6%
上記以外の地域	7	1.3%

7. 発表（展示）で利用した施設はありますか。[546]

利用していない	148	27.1%
なぎさホール	50	9.2%
さざなみホール	43	7.9%
鎌倉市	25	4.6%
東京都	24	4.4%
ギャラリー	19	3.5%
市民交流センター	19	3.5%
横浜市	18	3.3%
横須賀市	12	2.2%
葉山町	9	1.6%
藤沢市	9	1.6%
市内の学校施設	8	1.5%
上記以外の地域	7	1.3%
小坪小学校区コミュニティセンター	4	0.7%
沼間小学校区コミュニティセンター	3	0.5%
その他市内公共施設	3	0.5%
市内民間施設	3	0.5%
体験学習施設スマイル	1	0.2%

8. 逗子市の地域文化をより活発にするために、どのようなことが大切だと思いますか。(複数回答) [561]

質の高い文化や芸術を鑑賞・体験する機会が身近にあること	359	64.0%
海や緑などの自然環境や景観が保たれていること	235	41.9%
子どもに対する文化・芸術活動の支援	180	32.1%
市内の文化活動や催しなどの情報提供	180	32.1%
文化を通じて市民、地域社会、専門家などの交流が活発であること	169	30.1%
市民による文化活動が活発に展開されていること	163	29.1%
バリアフリーなど、誰もが文化に参加できる環境が整っていること	119	21.2%
市民と市（行政）とのよりよいパートナーシップがあること	103	18.4%
市民の文化活動に対する資金助成や設備・機材の貸出し	100	17.8%
市内の古い建物や伝統芸能など文化資源の整備と活用	90	16.0%
専門的分野のノウハウや技術的支援	72	12.8%
市内の人材育成や文化資源の発掘	69	12.3%
近隣の市や町、県や国との連携	58	10.3%
学校、関連機関や専門機関との連携	52	9.3%
市民の文化活動のコーディネート（調整）機能	42	7.5%
文化・芸術活動に関する相談窓口の設置	35	6.2%
市内の文化資源や活動等のデータの整備と活用	30	5.3%
その他	21	3.7%

9. 8で選んだ中で市（行政）に取り組みを期待するものは何ですか。[181]

質の高い文化や芸術を鑑賞・体験する機会が身近にあること	46	25.4%
海や緑などの自然環境や景観が保たれていること	35	19.3%
子どもに対する文化・芸術活動の支援	26	14.4%
市民の文化活動に対する資金助成や設備・機材の貸出し	20	11.0%
市内の文化活動や催しなどの情報提供	13	7.2%
市民による文化活動が活発に展開されていること	11	6.1%
市内の人材育成や文化資源の発掘	11	6.1%
市民と市（行政）とのよりよいパートナーシップがあること	10	5.5%
バリアフリーなど、誰もが文化に参加できる環境が整っていること	10	5.5%
文化を通じて市民、地域社会、専門家などの交流が活発であること	7	3.9%
学校、関連機関や専門機関との連携	7	3.9%
市内の古い建物や伝統芸能など文化資源の整備と活用	6	3.3%
市民の文化活動のコーディネート（調整）機能	6	3.3%
近隣の市や町、県や国との連携	5	2.8%
文化・芸術活動に関する相談窓口の設置	3	1.7%
市内の文化資源や活動等のデータの整備と活用	3	1.7%
専門的分野のノウハウや技術的支援	2	1.1%
その他	1	0.6%





# 逗子市文化振興基本計画

<2024年（令和6年）改定版>

---

発行日 | 2024年（令和6年）3月

発行 | 逗子市教育委員会（市民協働部文化スポーツ課編集）

〒249-8686 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号

TEL 046-873-1111（代表）

FAX 046-873-4520

E-mail [bunkasports@city.zushi.lg.jp](mailto:bunkasports@city.zushi.lg.jp)

---